

平成26年11月

第5回 議会報告会

《次 第》

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 班員紹介
- 4 報告事項

平成26年第3回定例会の審議内容

- 5 質疑応答
- 6 意見交換会

市議会に対する意見について

- 7 閉会

【小山市議会】

【議会報告会日程表】

日 時		会 場	担当班
11月17日	18:30~20:30	市役所別館会議室①	第1班
		間々田市民交流センター	第2班
		小 山 東 出 張 所	第3班
11月19日	18:30~20:30	桑 公 民 館	第1班
		大 谷 公 民 館	第2班
		豊 田 公 民 館	第3班
11月20日	18:30~20:30	中 公 民 館	第1班
		小山城南市民交流センター	第2班
		絹 公 民 館	第3班

【議会報告会班構成】

班	班長	班員（議席順）		
1班	角田 良博	大木 英憲	福田 幸平	苅部 勉
		橋本 守行	福田 洋一	中屋 大
		青木美智子	山口 忠保	
2班	塚原 俊夫	植村 一	野原 勇一	篠崎 佳之
		森田 晃吉	安藤 良子	小川 亘
		荒川美代子	野村 広元	
3班	関 良平	大木 元	荒井 覚	小林 英恵
		岡田 裕	山野井 孝	大出 ハマ
		石川 正雄	石島 政己	

*** 目 次 ***

◆報告事項

平成26年第3回市議会定例会の審議内容

- ①総務常任委員会の審議内容について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- ②民生消防常任委員会の審議内容について・・・・・・・・・・・・ 6ページ
- ③教育経済常任委員会の審議内容について・・・・・・・・・・・・ 9ページ
- ④建設水道常任委員会の審議内容について・・・・・・・・・・・・ 12ページ
- ⑤予算審査特別委員会の審議内容について・・・・・・・・・・・・ 14ページ
- ⑥決算審査特別委員会の審議内容について・・・・・・・・・・・・ 16ページ
- ⑦審議結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 議会だより参照

平成26年第3回市議会定例会の審議内容

①総務常任委員会の審議内容について

委員長	福田 洋一	副委員長	野原 勇一
委員	小林 英恵	委員	山野井 孝
委員	荒川美代子	委員	角田 良博
委員	野村 広元		

議案第71号 小山市税条例の一部改正について

(議案の内容)

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税に係る法人税割の税率の引下げ、軽自動車税の税率の引上げ等、所要の改正をするものです。

(委員会の審議内容)

今回の条例改正による法人市民税に係る歳入への影響は。

改正税率は平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用します。平成27年度は、平成27年9月に決算期を迎える事業所から順次適用されるため、約2,100万円の減、平成28年度以降は約4億5,000万円の減を見込んでいます。

軽自動車税の税率の引き上げによる税収の見込みは。

平成26年度の課税台数をもとに試算したところ、平成27年度の軽自動車税の調定見込み額は、2億8,599万1千円で、平成26年度と比較して1,836万6千円の増収が見込まれます。

また、燃料費の高騰や、消費税率の引き上げ前に、軽自動車への買い替えが予想されることから、さらなる調定額の増加も見込まれます。

【軽自動車税の比較】

車種区分		現行	引上げ幅	改正案
原動機付 自転車	50 cc以下	1,000円	1.5倍 (最低2,000円)	2,000円
	50 cc超90 cc以下	1,200円		2,000円
	90 cc超125 cc以下	1,600円		2,400円
	ミカ-	2,500円		3,700円
軽二輪 (125 cc超250 cc以下)		2,400円		3,600円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	1.5倍	2,400円
	その他のもの	4,700円	1.25倍	5,900円
三輪		3,100円	1.25倍	3,900円
四輪以上	乗用	営業用	1.25倍	6,900円
		自家用	1.5倍	10,800円
	貨物	営業用	1.25倍	3,800円
		自家用	1.25倍	5,000円
小型二輪 (250 cc超)		4,000円	1.5倍	6,000円

※平成27年4月1日以降の新規登録車について適用

- ◇農耕作業用・・・現行税率の1,600円は原付125cc以下と同額で、他の区分でも最低800円引き上げられているので、1.5倍引き上げ、2,400円とするもの。
- ◇その他のもの・・・条例で税率を定めない場合、消去法で家用の貨物用が一番近いと考えられるので、均衡をはかり、税率を約1.25倍引き上げ、5,900円とするもの。

(議決結果)

本案については、他にも委員から質疑がありましたが、原案どおり可決しました。
その後、本会議において、反対の意見がありましたので起立による採決を行い、その結果、賛成多数で原案どおり可決しました。

議案第74号 友好都市の締結について

(議案の内容)

小山市と結城市の間で友好都市を締結する。

小山市と結城市は、古くから歴史的に密接な関係にあり、ユネスコ無形文化遺産に登録された本場結城紬が両市の共通の文化・地場産業であり、市民の生活圏は県域を越えて互いの市に及んでいます。

本年、両市がともに市政施行60周年を迎えることを契機として、互いの絆をさらに強め、友好親善関係を深めると共に、経済・教育・文化・医療等の交流を図るため、結城市との友好都市締結を提案するものです。

(委員会の審議内容)

締結後の具体的な連携はどうするのか。

まず、両市執行部の情報交換会、各種イベントにおけるブースの出展、市広報誌の交換及び相互の公共施設への配置などを実施し、徐々に条件のクリアできた事業から連携してゆきます。

また、県域を越えた結城市との友好都市締結を足掛かりに、他市町にも波及することを期待しつつ、最終的には定住自立圏構想※1の実現を目指していきます。

(議決結果)

本案については、他にも委員から質疑がありましたが、原案どおり可決しました。
その後、本会議においても、全会一致で可決しました。

【用語解説】

※1 定住自立圏構想

中心市の都市機能と、周辺市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化等、それぞれの魅力を活用し、民間の担い手も含め、相互に役割分担し連携・協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏の人口定住を促進する政策のこと。

陳情第26—4号 「集団的自衛権行使の容認及び解釈改憲に反対する意見書」の提出を
求める陳情書

陳情第26—6号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書

(陳情の趣旨)

両陳情とも、集団的自衛権行使の容認に反対する立場で、政府及び国会に意見書の提出を求めるものです。

(委員会の審議内容)

日本が持つ武力はあくまでも攻撃を受けた際に押し返すためのものであり、政府が有事に備えるのは当然のことであり、両陳情の趣旨には賛成できない。

一内閣で憲法解釈の変更をしては、内閣が変わるたびに、同様の議論が繰り返され、国民の生命財産は守れない。本当に集団的自衛権が必要であれば、堂々と憲法改正するべきであり、そのことにより、国民も議論に参加できることになるので、両陳情を採択すべきではないか。

政府は来年の統一地方選後に法整備を進める意向であることから、その動向を見て慎重な議論が必要であるため、継続審査としたい。

(議決結果)

両陳情については、採択、不採択、継続審査と意見が分かれたため、初めに継続審査について起立採決を行い、起立少数により継続審査は否決されました。そのため、次に、採択について起立採決を行い、起立少数により不採択と決しました。

その後、本会議においても、不採択とすることについて反対の意見がありましたので、起立による採決を行い、その結果、不採択が多数となり、両陳情は不採択と決しました。

②民生消防常任委員会の審議内容について

委員長	中屋 大	副委員長	荒井 覚
委員	橋本 守行	委員	小川 亘
委員	石川 正雄	委員	生井 貞夫
委員	塚原 俊夫		

議案第 54 号 平成 25 年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(議案の内容)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

歳入総額 92 億 2,907 万 2 千円、歳出総額 90 億 2,994 万 5 千円、歳入歳出差引額 1 億 9,912 万 7 千円、実質収支のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金 1 億 1,886 万 6 千円となります。

(委員会の審議内容)

歳入における介護保険料の収入未済額が 6,387 万 8,310 円、前年比 108.3%と増加しているが、何か特別な理由があったのでしょうか

年齢が 65 歳となり、介護保険第 1 号被保険者に加入した初年度については、保険料を納付書で納める普通徴収_{※2}となります。年金収入が年間 18 万円以上の方は、その後、年金から天引きされる特別徴収_{※3}に移行します。現在、団塊の世代が 65 歳以上となり、特別徴収に移行するまでの期間の普通徴収分を年金から天引きされているから納付書で納めなくてもよいのではないか、と勘違いされる方が多くなっていることも要因と考えられます。

(討論)

低所得者でも保険料が高額となるにもかかわらず、介護サービスを十分に利用できない現在の状況に対応ができていない、等の理由で、原案に対して反対します。

(議決結果)

本案については、他にも質疑があり、原案に対して反対の意見があったため、起立採決を行った結果、賛成多数により、原案を認定しました。

その後、本会議において、反対の意見がありましたので起立による採決を行い、その結果、賛成多数で原案どおり認定しました。

議案第65号 小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(議案の内容)

子ども・子育て支援法の制定に伴い、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施される予定です。

新制度では、法律に基づく認可等を受けている施設・事業者に対し、市が財政支援(給付)の対象となることを確認する制度が始まります。その確認基準を市が定めることとなっており、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本条例が提案されました。

(委員会の審議内容)

子ども・子育て支援の新制度では、保育施設の利用者負担を、事業者は上乗せして徴収できると明記されているが、詳細はどのようなものか。

上乗せ徴収については、国の基準を上回る職員配置等、明らかに基準を上回る場合のみ、保護者の同意を得て徴収することができることになっています。多くの幼稚園では、現段階での導入は考えていないとの意向を聞いています。

(討論)

子ども・子育て支援の新制度は、保育事業が行政から民間へ移行し、当初、上乗せ徴収については導入しない考えだとしても、今後、所得の格差が問題となってくるので原案に対し反対します。

(議決結果)

本案については、他にも質疑があり、原案に対して反対の意見があったため、起立採決を行った結果、賛成多数により、原案を可と決しました。

その後、本会議において、反対の意見がありましたので起立による採決を行い、その結果、賛成多数で原案とおり認可決しました。

【用語解説】

※2 普通徴収

法律や条例で定められた方法で税額を決定しその税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書を当該納税者に交付することによって徴収することをいう。直接本人が金融機関等で納付する方法。

※3 特別徴収

地方税や社会保険料を本来の納税義務者である個人から直接徴収し納付させるのではなく、当該納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者(特別徴収義務者)が税金等を代わって預かりその徴収すべき税金等を納入させること。

陳情第26-2号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情

(陳情の趣旨)

政府は標記の法案の早期成立により、医療では、急性期ベッド数の削減や入院患者の早期退院を、介護では、要支援サービスを保険給付から外すこと、自己負担の増、特養の利用を要介護3以上に限定するといった内容の「制度改正」を目指している。この「制度改正」は、国民や自治体への影響が大きいことから、次のことを求める意見書を、国および関係機関に提出してほしい。

1. 安易な急性期医療ベッドの削減と機械的な早期退院の強要をしないこと。
2. 介護保険要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を保険給付から外さないこと。
3. 介護保険サービスの自己負担を増やさないこと。
4. 特別養護老人ホーム利用者を要介護3以上に限定しないこと。

(委員会の審議内容)

介護・医療総合確保法案については、大きな問題として捉えるべきであり、どのような結論を出すかは、重要なことであるため、採択とすべきではないか。

継続審査とし、閉会中に委員会や協議会を開催し、陳情の提出者や執行部からも意見を聞くようなこともするべきではないか。

趣旨には賛成の立場だが、もう少し研究が必要であると考え、継続審査としたい。

(議決結果)

本陳情については、採択、継続審査と意見が分かれたため、初めに、継続審査について起立採決を行い、その結果、起立多数により、閉会中の継続審査と決しました。

その後、本会議においても、全会一致で継続審査と決しました。

陳情第26-5号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書に関する陳情書

(陳情の趣旨)

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を国において制定するよう求める意見書を、国及び関係機関に提出してほしい。

(委員会の審議内容)

陳情の趣旨の内容に賛成であり、採択とすべきではないか。

委員会の中でももう少し議論してから結論を出してもよいのではないか。

趣旨には全体的には賛成だが、もう少し研究したいため、継続審査としたい。

(議決結果)

本陳情については、採択、継続審査と意見が分かれたため、初めに、継続審査について起立採決を行い、その結果、起立多数により、閉会中の継続審査と決しました。

その後、本会議においても、全会一致で継続審査と決しました。

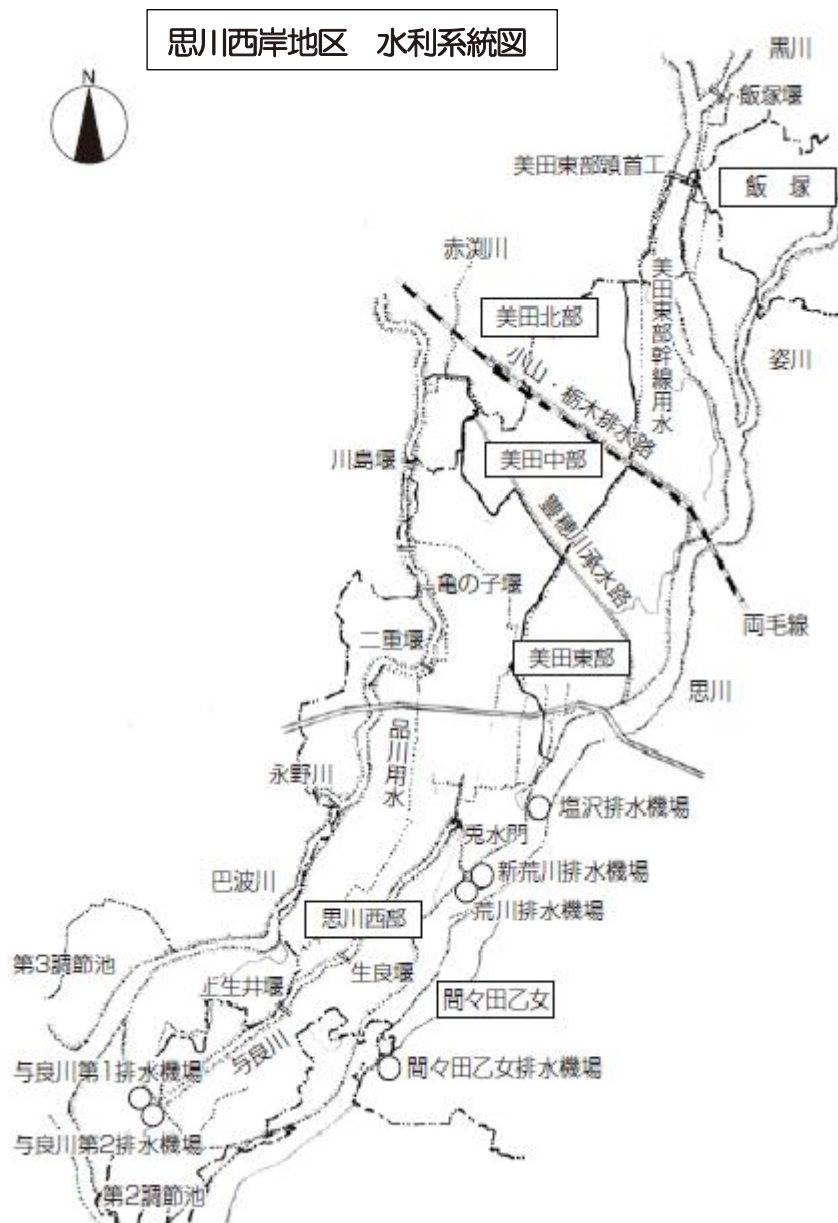
③教育経済常任委員会の審議内容について

委員長	大出 ハマ	副委員長	植村 一
委員	大木 英憲	委員	苅部 勉
委員	篠崎 佳之	委員	関 良平
委員	石島 政己		

議案第58号 平成 25年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(議案の内容)

平成 25年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。



(委員会の審議内容)

歳入の内、分担金 512 万 4 千円の内訳及び他会計繰入金の内容は。

分担金は各排水機場の決算見込み額から県の交付金を差し引いた額です。覚書により栃木市、野木町で 10% ずつ負担することになっており、金額は各々 256 万 2 千円です。また、他会計繰入金は、県交付金と小山市が負担する 80% を合計した金額です。

歳出の荒川排水機場費の内、工事請負費の内容と与良川排水機場費の負担金補助金及び交付金で不用額が出た理由は。

荒川排水機場費の工事請負の内容は、雷により故障した操作電源と蓄電池の修繕によるものです。また、与良川排水機場の負担金補助及び交付金の不用額は、当初見込んでいた PCB 物質を含んだコンデンサの処分を平成 26 年度に繰越したことと、ポンプの稼働が少なかったことにより、人件費と燃料費が不要になったためのものです。

(議決結果)

本案については、他にも委員から質疑等がありましたが、原案どおり認定しました。

その後、本会議においても、全会一致で原案どおり認定しました。

議案第 59 号 平成 25 年度小山市農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(議案の内容)

平成 25 年度小山市農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

(委員会の審議内容)

分担金の不納欠損について

今回の分担金の不納欠損は、小薬大本地区、福良地区において負担金を納めていなかった 10 件分が消滅時効となったためのものです。

不納欠損となった理由は。

10 件のうち 8 件が市税についても執行停止の状況であり、1 件は行方不明、1 件が火災による死亡で相続人が執行停止の状況であり、生活困窮が主な理由です。

事業計画時点では地域をあげて事業を開始したところですが、年数を経て、家計の状況が変化し、納めることができなくなったというのが現状です。

(議決結果)

本案については、他にも委員から質疑等がありましたが、原案どおり認定しました。

その後、本会議においては、反対の意見がありましたので起立による採決を行い、その結果、賛成多数で原案どおり認定しました。

陳情第 26—3 号 「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出を求める陳情書

(陳情の趣旨)

政府内では成長戦略の名の下に、雇用労働者の保護の後退を招く恐れのある議論がなされ、雇用労働政策は公労使の三者により公平公正に議論すべきものとするため、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入は行わないこと等、雇用労働政策の公労使三者の公平公正な議論を行うことなどを求める意見書を、国に提出してほしい。

(委員会の審議内容)

現在政府で改正を検討している内容を見ると、解雇の金銭解決制度や、派遣労働の拡大、長時間労働が助長されるホワイトカラー・エグゼンプションの導入など、懸念を抱く改正内容となっている。労働者が安心して働くことができる労働環境があるからこそ地域経済の発展にも繋がると思うので、採択すべきではないか。

政府の検討材料としていただくために、採択して意見書を送付すべきでは。

以前、政府は過労死が促進される等の批判を受け、国会への法案提出を断念した経緯があり、今回はホワイトカラー・エグゼンプションを一部の労働者に限り導入することを検討している。成果主義が過労死を招く恐れがある事も理解できるが、現在は法改正に向けて検討中の内容であることから、引き続き継続審査としては。

(議決結果)

本陳情については、採択、継続審査と意見が分かれたため、初めに、継続審査について起立採決を行い、可否同数となったため、小山市議会委員会条例第 17 条に基づき、委員長において閉会中の継続審査と決しました。

その後、本会議においても、全会一致で継続審査と決しました。

④建設水道常任委員会の審議内容について

委員長	安藤 良子	副委員長	岡田 裕
委員	大木 元	委員	福田 幸平
委員	森田 晃吉	委員	青木美智子
委員	大山 典男	委員	山口 忠保

議案第62号 平成25年度小山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (議案の内容)

平成25年度小山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

歳入

(単位 千円・%)

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額	(C/A)	(C/B)
25年度	5,034,179	4,845,435	4,780,858	7,456	57,121	95.0	98.7
24年度	5,011,622	4,801,817	4,738,863	7,270	55,684	94.6	98.7
比較増減	22,557	43,618	41,995	186	1,437	0.4	0.0
増減比	0.5	0.9	0.9	2.6	2.6	—	—

歳出

(単位 千円・%)

区分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
25年度	5,034,179	4,624,025	185,000	225,154	91.9
24年度	5,011,622	4,591,182	204,879	215,561	91.6
比較増減	22,557	32,843	△19,879	9,593	0.3
増減比	0.5	0.7	△9.7	4.5	—

(委員会の審議内容)

歳入における下水道使用料の不納欠損の内容は、

不納欠損は1,756件で、内訳は倒産、自己破産91件、行方不明など1,370件、その他生活困窮が295件です。

小山水処理センター区域、扶桑水処理センター区域、流域下水道区域、それぞれの平成25年度末の水洗化率は、

区域ごとに小山処理区域が89.1%、扶桑処理区域が88.4%、流域下水道区域が78.8%です。

(議決結果)

本案については、他にも委員から質疑がありましたが、原案どおり認定しました。その後、本会議においても、全会一致で原案どおり認定しました。

議案第63号 平成25年度小山市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(議案の内容)

平成25年度小山市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議会の可決及び認定を求めるものです。

業務の概要—給水状況について

区分	平成25年度	前年比	平成24年度	平成23年度
計画給水人口	人 148,000	% 100.0	人 148,000	人 148,000
給水人口	人 145,883	% 103.0	人 141,669	人 139,631
給水戸数	戸 60,034	% 104.7	戸 57,356	戸 56,303
普及率	% 98.6	% 103.0	% 95.7	% 94.3
年間配水量	m ³ 15,650,925	% 100.2	m ³ 15,618,821	m ³ 15,443,553
年間給水量	m ³ 14,257,999	% 100.9	m ³ 14,126,506	m ³ 14,121,934
一日平均給水量	m ³ 39,063	% 100.9	m ³ 38,703	m ³ 38,585
一人一日平均給水量	ℓ 268	% 98.2	ℓ 273	ℓ 276
年間有収率	% 91.1	% 100.7	% 90.4	% 91.4
全国一人一日平均給水量			ℓ 280	ℓ 281
全国年間有収率			% 83.5	% 83.9

※全国平均は、法適用企業の給水人口10万人以上15万人未満の類似団体の平均である。

(委員会の審議内容)

2か月検針導入に伴い漏水の発見が遅くなるが対応をどうするか。

検針時に使用量が大きく増えたとき、お知らせをポストに入れたり、水道課から電話したりして使用量の確認をしてもらいます。

漏水になる前にどう市民に周知するのか。

ホームページ等でPRしたり、漏水になる前の注意喚起を促すPRを丁寧に行っていきます。

(議決結果)

本案については、他にも委員から質疑等がありましたが、原案どおり可決及び認定しました。その後、本会議においても、全会一致で原案どおり可決及び認定しました。

⑤予算審査特別委員会の審議内容について

委員長	小川 亘	副委員長	青木美智子
委員	大木 元	委員	大木 英憲
委員	福田 幸平	委員	苅部 勉
委員	篠崎 佳之	委員	森田 晃吉
委員	橋本 守行	委員	福田 洋一
委員	中屋 大	委員	安藤 良子
委員	大出 ハマ	委員	関 良平
委員	生井 貞夫	委員	塚原 俊夫
委員	石島 政己	委員	山口 忠保

議案第49号 平成26年度小山市一般会計補正予算^{※4}（第2号）

（議案の内容）

平成26年度一次補正（6月に可決）後の歳入歳出予算597億7,725万円に、歳入歳出それぞれ8億763万円を増額するものです。また、地方債^{※5}変更1件を補正するものです。

（委員会の審議内容）

- ① 企画調整費における、渡良瀬遊水地ツーリズム人材育成事業（1,354万円増額）

その事業内容はどのようなものか。

民間企業への委託を条件として、民間企業において人材を育成する県の地域人づくり事業の追加募集を利用して、渡良瀬遊水地の情報を市内外に発信するとともに、渡良瀬遊水地を案内できる人材を育成するものです。

- ② 児童福祉費における、オレンジリボンキャンペーン事業費（99万円増額）

キャンペーン事業の内容はどのようなものか。

国からの地域少子化対策強化交付金の内示を受け、普段は子育て世帯や妊娠・出産・育児のみを対象としている育児支援の普及啓発を目的として、5,000部パンフレットを作成しオレンジリボンたすきリレーの会場で配布するものです。

- ③ 商業振興費における、中小企業資金融資預託金（3億7,165万円増額）

平成26年度当初予算計上で金額・件数の減少を見込み減額したにもかかわらず、今回増額補正するのは、なぜか。

東日本大震災の融資にかかる利子補給金の影響で平成25年度上期は件数・金額ともに減少していたので、平成25年度下期と平成26年度と減少を見込みましたが、アベノミクス等の経済効果で件数・金額ともに増加したことにより増額補正しました。

(議決結果)

本案については、他にも委員から、質疑・意見・要望などがありましたが、原案どおり可決しました。

その後、本会議においても、全会一致で原案を可決しました。

【用語解説】

※4 補正予算

予算(当初予算)成立後に生じた、自然災害などの予見し難い事態に対応するために作成される予算。

※5 地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。

⑥決算審査特別委員会の審議内容について

委員長	山野井 孝	副委員長	荒川美代子
委員	大木 元	委員	植村 一
委員	野原 勇一	委員	荒井 覚
委員	小林 英恵	委員	森田 晃吉
委員	岡田 裕	委員	福田 洋一
委員	中屋 大	委員	安藤 良子
委員	大出 ハマ	委員	石川 正雄
委員	塚原 俊夫	委員	角田 良博
委員	石島 政己	委員	野村 広元

議案第52号 平成25年度小山市一般会計決算の認定について

(議案の内容)

9月議会に上程された『平成25年度小山市一般会計歳入歳出決算の認定』について、9月17日の決算審査特別委員会において継続審査となり、改めて10月16・17日に委員会を開催し、審議したものの

(委員会の審議内容)

(歳入)

- ・市税

滞納繰り越し分の不納欠損が多い。個人市民税約1億5,600万円、法人市民税約640万円、固定資産税約1億8,000万円について、その特徴、状況、今後の見通しについて伺いたい。

個人市民税については、リーマンショック以降の雇いどめ、景気の低迷で給料の減、ローンによる負担が主な理由となっています。法人市民税については、大企業では徴収は行われていますが、やはり資金繰りが苦しい中小企業は滞納しがちです。固定資産税・都市計画税は、年金生活や家のローンで、税金が払えない方が多いです。なお、年金生活者の場合、自宅を差し押さえ処分すると、貸家に移り家賃を払うことで逆に納入が難しくなります。こういった傾向は、景気回復があと1、2年続けば解消してくるのではないかと考えています。

(歳出)

- ・証明書自動交付機システム事業費

証明書自動交付機は、人が集まる駅やショッピングセンターに設置することが設置目的で市民サービスにつながると思うが、設置について検討したのか。

当初は、自動交付機が3カ所に置かれたのは、地域的なことを考慮して、間々田地区、桑地区、中心部ということで本庁に置かれた経緯があります。いずれ自動交付機ではなく、コンビニ交付を小山市におきましても考えていますので、コンビニ交付になれば、自動交付機の使用の頻度は高くなるのではないかと考えています。

- 地域防災強化事業費

備蓄用食料購入は前年度 55 万円が約 500 万円に、日用品購入額が 68 万円から約 280 万円で大幅にアップしているが、考え方、設置内容を聞きたい。

備蓄用食料品購入として 517 万 3,875 円、これはアルファ米、パンの缶詰などです。日用品購入額は 284 万 2,803 円、こちらはタオル、歯ブラシ、ブルーシートなどです。これらは備蓄計画に基づいて備蓄しており、平成 25 年度に更に強化を図ったものです。

- 生活保護費

生活保護費の中で、生活扶助も多いが医療扶助が 49%を占めている中で、ジェネリック医薬品とか、何か対策を考えているのか。

小山市では、生活保護受給者が医療機関を受診する時に、医師に提出する診療依頼書にジェネリック医薬品協力をお願いの一文を入れています。また、生活保護の担当員が世帯訪問して、ジェネリック医薬品の積極的な使用について指導しています。

- 放課後児童健全育成事業費

放課後児童健全育成事業費が、全体的に見て人数に比例していないし、金額にばらつきがあるように感じる。

金額に差が出ているのは、従来の指導員が 780 円単価のところ有資格者については 190 円追加という基準が定められていることから、そのような賃金の差が生じています。有資格者が 2 名いるか 1 名の場合かということによって違って来るものと、障がいのある児童が学童保育クラブにいる場合には、その障がい児加算としまして指導員 1 名分の加算が入ります。また土曜日に開設している場合には土曜日の開設の加算もやっています。

- 常備消防費

一日体験学習件数及び体験者数で、10 件で 48 人とあるが、具体的にどんな体験内容で、どういった人を対象にやっているのか。

市内の中学 2 年生が職場体験という形で、消防署に関心がある生徒が来て、資機材の取り扱いとか放水体験、応急手当講習として AED の取り扱いを 2 日間に分けて講習を実施しています。

- 勤労者住宅資金融資預託金

勤労者住宅資金の融資について、現状どのような制度になっているか、あるいはこの数年間の中での利用者がどうであったかを聞きたい。

平成 22 年に融資限度額を 1,000 万円から 2,000 万円に増額しました。それでも近年 3 年ぐらいいこの制度を利用する方がいないので、今年度から 2,000 万円を 3,000 万円に融資限度額を増額しました。また、金利は現在まで 2.7%の固定金利、35 年以内という形で制度をつくっています。この金利自体も若干高目であるということで、金利を 2.0%に下げました。また、利子補給についても、1%の補給をしたいと考えています。

・本場結城紬着物、帯購入費

本場結城紬着物、帯購入費について、今年は何着買って全部で何着になって、街なか歩きなどでの貸し出しの実績を聞きたい。

着物の購入は25年度が男性用2枚、女性用2枚で合計4枚です。合計で男性用が7枚、女性用が13枚、反物が1つ、合計で21枚です。基本的には着心地体験での貸し出しや、販売促進のためのイベントに飾るPR用の展示で、着付けのサービスもできます。着心地体験の体験者数は平成25年度は24名でした。

・小山市体育協会補助金

小山市体育協会が公益法人に移行したが、移行に当たっては公益法人と一般法人でいろいろ議論し、結果として公益法人になった。良いか悪いかではなくて、体育協会の自主独立のための行政からの委託事業等を整理すべきだと思う。指定管理者として体育協会を指定するというのを何度も申し上げてきた。行政の方向づけとして、私が申し上げたような方向で進めていただきたい。

以前から法人化を前にして、将来的にはきちんと体育施設の指定管理者になれるように組織の強化をお願いしてきました。今後、体制を整えなければなりません。小山市から指定管理を受けられる環境をつくり、やっていくべきだと思っています。

・(仮称) 駅東通り一丁目第一地区市街地整備事業整備計画作成調査業務委託

(仮称) 駅東通り一丁目第一地区市街地整備事業整備計画作成調査業務委託が約6,800万円とかなりの金額だが、具体的な内容を伺いたい。

(仮称) 駅東通り一丁目第一地区市街地整備事業整備計画作成調査業務委託68,124,000円は、旧東口の駐輪場跡地、駅前広場跡地の活用ということで、人と企業を呼び込むための高層複合ビルをつくるための基本計画をつくったものです。それをもとに実際に資金調達をやってもらう事業者を公募し、基本計画に基づいて、よりよい提案をしていただいて、先日事業者が決定し、公表されたものです。それに基づいて今後基本協定を交わして、来年の3月までに実施設計、その後来年の10月に工事着手となる予定です。

(討論)

(反対討論)

総務費は、市民は税金が高いという実感があり、そのカバーができない。民生費では国保税が高い。また介護がなかなか十分に受けられない。衛生費では小山広域に対する分担金の問題が不明朗。農林水産では農集排の問題、商工費は各種イベントの問題、土木費では思川開発の問題、東口の問題、粟宮の問題等がある。

やはり市民の生活をどうするかということを前提に、お金の使い方を十分に検討しなければならない。そのような意見で今回の決算審査には反対せざるを得ない。

いろいろ審査をしてきた中で指摘もさせていただいた。最後に、副市長からあったように、少子化の時代を迎えて、人口減少にどう歯止めをかけるか、至難のわざである。

市民に不安を与えない行政の役割を果たしていかなければならない時代にあって、これからの自治体運営の中で、自治体同士の競争ということを考えないでほしい。自治体間競争には、非常に疑問を持っている。そういう意味で、小山市だけではなくて、効率的な行政、効率的な税金の使い方を考えると、広域でできるものは広域でやるのが基本だと思うし、これまでの小山市の事業を大きく見直す時期だと思う。いろいろなことを申し上げてきたことも踏まえて、反対の討論とする。

厳しいと言いながら歳入あるいは事業を増やすために補助金頼みになっている。そのことにより、市の負担金を増やさざるを得ない。補助金をとることにより直近必要のない事業に対して市が相当分を負担しなければならない事業が何点かある。

2つ目は、いろんな事業の精査がされていない。イベントについても、思いつきのような形でイベントを開催していくことにより、補助金も増えてしまう。本来、補助金はないほうが良い。小山市は県内においては比較的良いといわれる状況かもしれないが、実質単年度収支が4億円もマイナスするような財政運営は、長い間続けるべきではないと思うので、今回、この決算の認定については反対をしたいと思う。

今回、質問した内容は、昨年・一昨年もほとんど同じ内容だが、各担当課でどのような引き継ぎをしているのか。決算審査特別委員会で、これだけの時間を使って議論している。議員も9月議会終わってから一生懸命この決算関係、資料に目を通して勉強してきて、一生懸命ここで頑張っていて、小山市を良い形にしようと思って発言しているのに対して、3年間ぐらい同じ質問に対して同じ答弁をしてくるのは、決算に対して安易に考えていると考える。

決算の認定なので、反対しても意味はないかもしれないが、もう少し真摯に、私たちが発言した内容を受けとめてほしいと強く要望して反対する。

(賛成討論)

昨日、今日に渡り、総務・民生・教育経済・建設に関する質問に、丁寧に答えていただいた。これも、国の施策の中で自治体が存続しなければいけないという実態を考えると、今回の説明を十分良しとして賛成する。

(議決結果)

本案については、他にも委員から質疑・意見・要望などがありましたが、原案に対し反対の意見があったため、起立採決を行った結果、賛成多数により、原案とおり認定しました。

今後11月27日から開催される予定である第4回定例会にて採決に付される予定です。

~~~~~ x E ~~~~~